

陵水会大阪支部会則

(昭和 62 年 6 月 14 日制定・施行)

(平成 5 年 3 月 25 日改正)

(平成 9 年 4 月 24 日改正)

(平成 13 年 7 月 8 日改正)

(平成 17 年 4 月 28 日改正)

(令和 7 年 7 月 26 日改正案)

第 1 条 本会は陵水会大阪支部と称する。

第 2 条 本会は陵水会支部会員の親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は大阪府および奈良県に在勤または在住する陵水会会員をもって組織する。
大阪府および奈良県以外に在勤または在住する陵水会会員の有志も本会会員となることができる。

第 4 条 本会の事務所は大阪府下におく。

第 5 条 本会につぎの役員をおく。

支部長 1 名 支部を代表し会務を総理する。

副支部長 若干名 支部長を補佐し要すれば支部長の職務を代行する。

幹事長 1 名 支部長を補佐し会務を処理する。

副幹事長 若干名 幹事長を補佐し会務を処理する。

会計幹事 2 名 支部の経理を担当する。

監査幹事 2 名 支部の経理を監査する。

第 6 条 役員は役員会を構成し、支部長がこれを召集し、その議長となる。

役員会は会務の執行を決定する。

役員会は顧問を委嘱することができる。

第 7 条 役員の任期は原則として 2 年とする。再任を妨げない。

ただし、支部長については連続 3 選はしない。

任期は選任された定時総会の終了の時からとする。

第 8 条 本会は年 1 回定時総会を開く。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

定時総会においては、次の事項を決議する。

1. 役員の選任、解任

2. 決算の承認

3. 会費の決定

4. 事業計画案の承認

5. その他

議決は総会に出席した者の過半数をもって決する。

第 9 条 本会に卒業年次幹事（以下年次幹事という）として各年次（工専は各年次各科別）毎に若干名をおく。

年次幹事は各年の会員を把握し、会費の納入、総会への参加の呼掛け等の協力をする。

第 10 条 会員は会費として定時総会の議を経て決定された金額を納付する。

第 11 条 陵水会本部の代議員は役員会において選出する。

第 12 条 本会則の改定は定時総会において為す。

前項の決議は出席者の過半数をもって決する。

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。